

議案第 28 号

第 6 次基山町総合計画基本構想及び基本計画について

次のとおり第 6 次基山町総合計画基本構想及び基本計画を策定するため、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例(平成 25 年条例第 13 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

基山町長 松 田 一 也

第 6 次基山町総合計画基本構想及び基本計画 別冊

提案理由

第 5 次基山町総合計画の計画期間が令和 7 年度で終了するため、計画期間を令和 8 年度から令和 17 年度までとする第 6 次基山町総合計画基本構想及び基本計画を策定するにあたり、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による基山町議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

令和 7 年 12 月 12 日原案可 決